

## 脱サラ後の年金保険料の負担と会社設立のメリット

Aさん

脱サラ後の年金はどのようになりますか？

一体、どのように違ってくるのですか？

「国民年金」の保険料は、いくらですか？

夫婦併せて月額 33,220円の負担は、かなりの痛手ですね。

「国民年金」には、免除等の制度はありますか？

健康保険は入らないわけにはいかないけど、年金は将来どうなるかわからないし、まだまだ先のことだから、免除申請を考えようかな？

そうですか。そういう方法もあるのですか？代表取締役になるというのも聞こえが良いし、考えてみます。

税理士のJunさん

第2号被保険者の「厚生年金」ではなく、第1号被保険者という「国民年金」の κατηγοリーになります。

皆さん聞いたことがあると思いますが、「国民年金」は「1階建て」で、「厚生年金」は「2階建て」です。まず、日本国内に住むすべての20歳～60歳の人は、「国民年金」に加入する義務があります。この「国民年金」を40年間払い続けてもらえる満額の老齢基礎年金は、月額 65,141円です。

次に、会社員・公務員は、「厚生年金」に加入し、その個人と会社等との折半で、「国民年金」部分と「2階建て」部分を負担することになります。「厚生年金」の加入者に扶養されている20歳～60歳の主婦や主夫は、第3号被保険者に該当し、ご自身で保険料を納付する必要はありません。この「厚生年金」を40年間払い続けてもらえる夫婦2人分の標準的な年金額は、月額 220,724円です。(上記の年金額は、2020年1月24日付の厚生労働省の Press Release に基づいています。)

「国民年金」の保険料は、月額 16,610円 (2021年度) です。国民年金は、厚生年金と違って第3号被保険者という概念がありませんので、今まで扶養に入っていた配偶者の分も、月額 16,610円の負担が発生することになります。

かなりの額の社会保険料を負担していたとしても手取の金額で家計を維持していくことを考えればよかったです。脱サラ後は、国民年金保険料を手持ちの資金から捻出しなければなりません。

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、免除や納付猶予の制度があります。詳しくは、最寄りの市役所等でご確認ください。ただし、将来の年金額を計算するときは、免除期間は保険料を納めた時に比べて2分の1になります。また、納付猶予になった期間は年金額には反映しません。

例えば、脱サラ後に、株式会社を設立して、代表取締役になったとします。会社から毎月 88,000円の報酬をもらう場合、「厚生年金」の個人負担は 8,052円、会社負担は 8,052円です。合計 16,104円は、翌月末までに納付しなければなりませんので、そのキャッシュフローさえ確保できれば、夫婦併せて、合計 16,104円で「2階建て」部分もカバーされる「厚生年金」に加入することができるのです。